

## 5 誘導施策

### 5.1 基本的な考え方

本市では、人口減少、少子・超高齢社会の到来を見据え、中心市街地や各地域の魅力向上、公共交通による拠点間ネットワークや日常生活圏域内の移動手段の確保、日常生活サービスが身近な場所で享受できる環境の確保等、市民の暮らしやすさの向上を図るため、「若年層をひきつけ、高齢者も安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、誘導区域内への居住や、都市機能誘導施設の立地を誘導するために、誘導施策に取り組んでいきます。

また、現在の人口動向では課題が顕在化していないものの、概ね5年毎の計画の定期的な評価・検証時において、課題の発生が想定される地区については、その地域に応じた施策の展開を検討していきます。

### 5.2 誘導施策

第五次宮崎市総合計画・宮崎市地方創生総合戦略・宮崎市まちなか活性化推進計画・宮崎市住宅マスタープラン等関連計画等に位置付けられた施策について、それぞれの計画に基づき進めていくとともに、国の支援のある施策や市独自の事業について、都市機能の誘導の進捗状況により実施を検討します。

なお、誘導施策の実施・検討にあたっては、本計画のストーリーである下記の3項目との対応に留意しながら行います。

- ①多様な都市機能の集約と中心市街地など拠点的地域の活性化
- ②利便性が高く、総合的な交通ネットワークの構築
- ③市民が安全・安心に暮らせる持続可能な生活環境の確保

#### 5.2.1 多様な都市機能の集約と中心市街地など拠点的地域の活性化

中核拠点・地域拠点・生活拠点の特性を踏まえ、都市機能誘導や産業創出等の観点から拠点の魅力向上に資する施策を実施・検討します。

##### (1) 若年層の流出抑制

本市の拠点的地域の魅力向上、持続可能な拠点的地域を形成するため、若者の活躍を促す各種支援等の取組を実施します。

項目	関連計画・事業	概要
クリエイティブ産業の集積と新たな産業の創出	宮崎市まちなか活性化推進計画	クリエイティブ産業を中心とした企業誘致を推進し、クリエイティブ産業と地元企業を含む産学官金等の連携の強化により、創業の支援を行い、事業承継を進めるとともに、新たな産業の創出による経済の活性化を目指します。

項目	関連計画・事業	概要
若年層の転出抑制・転入増加への取り組み	”20do”プロジェクト	若者の地元定着と都市部からの人材還流を促進するため、スマートフォンアプリ”20do”をプラットフォームに宮崎の魅力あるワーク・ライフを効果的に発信します。
企業の成長を促進する環境の整備	宮崎市まちなか活性化推進計画	就業環境とオフィス環境の整備に加え、女性の就労支援と人材育成を進める取組を検討します。

## (2) 中心市街地のにぎわい創出

本市の「顔」である中心市街地（中核拠点）の魅力向上・活性化を図るため、人の流れを生み出す取組を進めます。

項目	関連計画・事業	概要
まちなかを訪れる楽しさの創出	宮崎市まちなか活性化推進計画	まちなかの機能充実による魅力の向上と、ニシタチを核とした魅力の向上に向けた取組を検討します。
スポンジ化対策（低未利用地有効活用）	低未利用地の利用と管理のための指針（都市再生特別措置法）	<p>中心市街地における低未利用地の有効活用と適正管理のため、都市再生特別措置法に基づく「低未利用地の利用と管理のための指針」を以下のとおりとします。</p> <p>『空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、低未利用土地に対しては、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促すことが必要です。また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすること等も検討していきます。</p> <p>■利用：（都市機能誘導区域内） オープンカフェや広場等、商業施設、医療施設等の利用者の利便性を高める施設としての利用を推奨します。</p> <p>■管理：（空き地等） 雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための措置を講じ、適切な管理を行うこととします。』</p>

項目	関連計画・事業	概要
スポンジ化対策 (低未利用地有効活用)	低未利用土地権利設定等促進計画(都市再生特別措置法)	<p>低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とするため、必要に応じて、以下の条件において都市再生特別措置法に基づく「低未利用地土地権利設定等促進計画」を作成します。</p> <p>『低未利用土地権利設定等促進事業区域  <b>■</b>低未利用土地権利設定等促進事業区域の設定：都市機能誘導区域及び居住誘導区域  <b>■</b>低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項  促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃借権、所有権等  立地を誘導すべき誘導施設等：都市機能誘導区域における誘導施設、居住誘導区域における住宅等』</p>
立地誘導促進施設協定の締結(コモンズ協定)	立地誘導促進施設協定(都市再生特別措置法)	<p>空き地や空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯等、地域やまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設について、地権者合意がある場合、必要に応じて以下の条件において、都市再生特別措置法に基づく「立地誘導促進施設協定」を締結します。</p> <p>『立地誘導促進施設協定に関する事項  <b>■</b>立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域：都市機能誘導区域又は居住誘導区域  <b>■</b>立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項：居住者等の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一団の土地の所有者及び借地権者等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととします。  <b>■</b>種類：居住誘導区域にあつては住宅、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの。』</p>
駐車場整備計画の改定	宮崎市駐車場整備計画	<p>駐車場整備地区内における道路の通行がスムーズに行われるための荷捌き駐車を含めた駐車場の適正配置、駐車場の集約化や散在する空き家・平面駐車場等低未利用地の再配置や高度利用を検討する等、近年の社会情勢の変化による新たな課題に対応した駐車場整備計画を改定します。</p>

項目	関連計画・事業	概要
駐車場配置適正化区域の設定	宮崎市駐車場整備計画 ※駐車場配置適正化区域 都市再生特別措置法第 81 条第 5 項第 1 号に基づき、駐車場の配置の適正化を図るべき区域を設定	上記の駐車場整備計画の改定に伴い、駐車場整備地区内における歩行者の利便性及び安全性の向上のため、「駐車場配置適正化区域」の設定及び集約駐車場に関する事項や路外駐車場の配置基準の策定について検討します。
自転車駐輪施策の充実化	宮崎市自転車活用推進計画	令和元年度策定の自転車活用推進計画に基づき、近年の社会情勢やまちづくりの動向の変化により駐輪ニーズの変化等に対応した駐輪場の整備や、自転車駐輪場附置義務条例の見直しを検討します。
ウォーカブル推進都市への参画		ウォーカブル推進都市として「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した「ウォーカブル推進都市」に参画し、ウォーカブルなまちづくりをとともに推進します。

### (3) 都市機能の集積

拠点的地域の活性化を図るため、各拠点の役割に応じた都市機能の誘導を図り、拠点の利便性・魅力の向上に資する取組を進めます。

項目	関連計画・事業	概要
都市構造再編集中支援事業	都市構造再編集中支援事業	必要に応じて、都市構造再編集中支援事業を活用し、都市機能誘導施設の移転等を促進します。
都市計画の変更		都市機能誘導区域に誘導施設を誘導するにあたって、必要に応じて用途地域や容積率・建蔽率の変更等を検討します。また、誘導施設周辺整備を検討します。
特定用途誘導地区	特定用途誘導地区 ※都市再生特別措置法第 109 条に基づき、都市機能誘導区域内で、都市計画に特定用途誘導地区を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和できる。	都市機能誘導区域に誘導施設を誘導するにあたって、必要に応じて、中核拠点を対象に「特定用途誘導地区」の設定を検討します。

項目	関連計画・事業	概要
防災街区整備事業の検討		密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行うため防災街区整備事業の実施を検討します。
新庁舎建設事業		施設の老朽化が進行している本市の本庁舎について、行政機能及び防災機能向上の観点から、中核拠点内での改築・移転・長寿命化等を検討します。
県立宮崎病院改築事業		中核拠点の誘導施設でもある県立宮崎病院について、施設の老朽化、狭隘化が進んでいるため、災害対策の強化、地域医療を充実するための診療機能の向上等の観点から、県が全面改築を行います。
宮崎駅西口再開発		JRと宮崎交通が宮崎駅西口に建設中の商業ビル及び周辺整備について、事業者及び県等と連携し、中心市街地の賑わいを創出します。
アリーナ建設	都市構造再編集中支援事業 アリーナ基本構想	市外・県外から人を呼び込み、持続可能な地域の経済循環を構築するための集客エンジンとして、中核拠点に健康増進施設(多機能複合型アリーナ)を整備します。
プール建設	都市構造再編集中支援事業	スポーツランドみやざきの拠点形成のため、また、2026年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて県が中核拠点に健康増進施設(プール)を整備します。

## 5.2.2 利便性が高く、総合的な交通ネットワークの構築

拠点間及び郊外部の集落を結ぶ公共交通ネットワークの連携強化に資する公共交通の充実・利便性向上等の施策を実施・検討します。

### (1) 中心市街地の回遊性向上

本市で最も利便性の高い地域である中心市街地の拠点性を高めるため、市街地内の回遊性・都市機能へのアクセス性の向上に資する取組を進めます。

項目	関連計画・事業	概要
アクセス利便性と回遊性の向上	宮崎市まちなか活性化推進計画	公共交通等の利用の促進や、駐車場・駐輪場の利便性の向上、超高齢社会に適応した交通環境の形成に向けた取組を検討します。

項目	関連計画・事業	概要
自転車通行空間の整備	宮崎市自転車活用推進計画	自転車の利用促進・安全利用を図るため、自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間を整備します。
シェアサイクルの推進	宮崎市自転車活用推進計画	交通混雑緩和やまちなかの回遊性向上のため、公共交通機能を補完する交通システムとしてシェアサイクルを推進します。
グリーンスローモビリティの実施	宮崎市まちなか活性化推進計画	グリーンスローモビリティを活用した回遊性向上施策について検討します。

## (2) 拠点間及び郊外集落とのネットワークの強化

都市機能の相互補完及び郊外部の既存集落を維持するため、拠点間・拠点と郊外集落を繋ぐネットワーク強化の取組を進めます。

項目	関連計画・事業	概要
地域公共交通網形成計画の策定	宮崎市地域公共交通網形成計画	本市の地域公共交通の現状、課題及び市民ニーズを把握した上で、交通事業者と連携しながら、市域全体で利用しやすく、持続可能な公共交通ネットワークの再編を図るため、地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定し、コンパクト＋ネットワークのまちづくりを進めます。
バス路線再編	宮崎市地域公共交通網形成計画	地域公共交通網形成計画に基づき、人口減少・超高齢社会に適応した効率的かつ効果的な路線の運営と路線バスとコミュニティ交通との相互補完結節機能の強化を検討します。
分かりやすい経路や乗継情報の発信	宮崎市地域公共交通網形成計画	地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通等の利用の促進のため、地図サービス等へのバスダイヤ等の反映やバスロケーションシステムの導入を検討します。
コミュニティ交通の導入	宮崎市地域公共交通網形成計画	地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通が脆弱で必要とされる地域ではコミュニティ交通の導入を検討します。

### 5.2.3 市民が安全・安心に暮らせる持続可能な生活環境の確保

持続可能な都市構造の構築に向け、拠点地域への誘導を促す施策及び郊外部の集落維持に資する施策を実施・検討します。

#### (1) まちなか居住の推進

まちなかへの居住誘導を促し、持続可能なまちづくりを進めるため、まちなかの魅力づくりに資する取組を実施します。

項目	関連計画・事業	概要
公共空間等の利活用検討や新たなまちなかのファンづくり	宮崎市まちなか活性化推進計画	道路や公園等の公共空間の有効活用を進めるとともに、まちなかのサポーター・ファンづくりを進める取組を検討します。
安全で快適な生活環境の整備	宮崎市まちなか活性化推進計画	魅力ある商業施設等の形成や、多世代に優しい生活環境の整備、防災・減災対策の推進と景観の向上を図る取組を検討します。
憩い・交流する場の創出	宮崎市まちなか活性化推進計画	関係機関と連携した既存イベントの充実と魅力の発信に向けた取組を検討します。
空き家バンク	宮崎市空き家等対策計画	増加する空き家について、既存ストックの有効活用及び適切な管理を目的に、空き家の利活用方策として空き家バンクの運営を行います。まちなか居住のニーズや、移住希望者に対して適切な情報提供を行います。
歩行空間の整備	地区交通戦略 (都市・地域総合交通戦略)	「行きたくなる、歩きたくなる都市空間」をつくるため、地区交通戦略を策定、歩行者向けの環境整備、及び社会実験の実施について検討します。
無電柱化推進事業	宮崎駅東通線	景観に優れた良好な居住環境を創出するため、街路整備事業中の宮崎駅東通線の無電柱化を進めます。

## (2) 地域拠点・生活拠点周辺への居住誘導

地域拠点・生活拠点周辺の生活環境を維持するため、インフラ整備等の居住の誘導に資する取組を進めます。

項目	関連計画・事業	概要
低層住宅地におけるコンビニエンスストア等の立地		人口減少・超高齢社会を踏まえ、全体が第一種低層住居専用地域に指定されている地区へのコンビニエンスストアの立地について、地域との合意形成が図れば、立地の許容や都市計画の見直し等を検討します。
土地区画整理事業	東部第二土地区画整理事業	誘導区域内に子育て世代を中心とした生産年齢人口を呼び込むために、土地区画整理事業を推進し、良好な住宅地を創出します。
街路事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭通通線(小戸之橋架け替え)整備事業</li> <li>・宮崎駅東通線整備事業</li> <li>・吉村通線整備事業</li> <li>・新町停車場線(新町橋)整備事業</li> <li>・川原通線整備事業</li> </ul>	誘導区域内に子育て世代を中心とした生産年齢人口を呼び込むため、街路整備を進め、良好な居住環境を創出します。
都市公園ストック再編検討	宮崎市緑の基本計画	人口減少を踏まえ、小規模公園の統廃合や機能の見直しを行い、社会情勢に応じた都市公園のリニューアル・魅力の向上を進めます。
都市公園整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今村近隣公園</li> <li>・東部5号街区公園</li> <li>・東部6号街区公園</li> </ul>	誘導区域の良好な居住環境を創出し人口密度を増加させるため、主に土地区画整理施行地区内での都市公園の整備を進めます。

### (3) 防災・減災対策の推進

市民の生命・財産を守り、拠点及び郊外集落の生活環境を安全・安心なものとするため、防災・減災に関する取組を進めます。

項目	関連計画・事業	概要
地震・津波防災対策	・宮崎市津波防災地域づくり推進計画(津波防災地域づくりに関する法律) ・防災対策推進区域(立地適正化計画)	南海トラフ巨大地震・津波の発生に対して、宮崎市津波防災地域づくり推進計画に基づき、ハード・ソフト施策を組み合わせた防災対策を図ることで、津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちづくりを進めます。  また、防災対策推進区域に設定された区域においては、上記の施策と併せて、津波浸水リスクに対する周知や、津波避難ビルの更なる指定に努めます。
洪水浸水対策		近年、多発する集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、有効な雨水対策に取り組み、被害軽減に努めます。また、既存の河川施設や雨水排水施設等の適切な維持管理、長寿命化に取り組めます。  また、防災対策推進区域に設定された区域においては、上記の対策と併せて、洪水浸水リスクに対する周知に努めます。
無電柱化推進事業	宮崎駅東通線	大規模自然災害に対し、救援・復旧・復興を支える道路機能を強化するため、緊急輸送道路のネットワーク構築を図り、無電柱化を推進します。
防災集団移転促進事業	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進します。

### (4) 地域コミュニティの維持・確保

既存の生活環境の維持や安心して暮らせる地域を維持していくため、地域コミュニティの維持・確保に資する取組を進めます。

項目	関連計画・事業	概要
宮崎市地域包括ケアシステムの構築	宮崎市民長寿支援プラン	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくため地域自治区ごとに、「住まい」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療介護連携」「医療」「認知症」の7つの分野のサービスを一体的に提供する仕組みを構築します。

## 中核拠点の活性化に向け進められている施策例

本計画の誘導方針である「①多様な都市機能の集約と中心市街地など拠点的地域の活性化」「②利便性が高く、総合的な交通ネットワークの構築」「③市民が安全・安心に暮らせる持続可能な生活環境の確保」の実現に資する施策のうち、中核拠点において実施されている・予定されている主なものを以下に示します。

都市基盤や交通に係る各種施策により、駅周辺の誘客能力の向上をはじめ、交通機能の整備、生活環境の整備を図ることで「コンパクト+ネットワーク」の構築を目指しています。

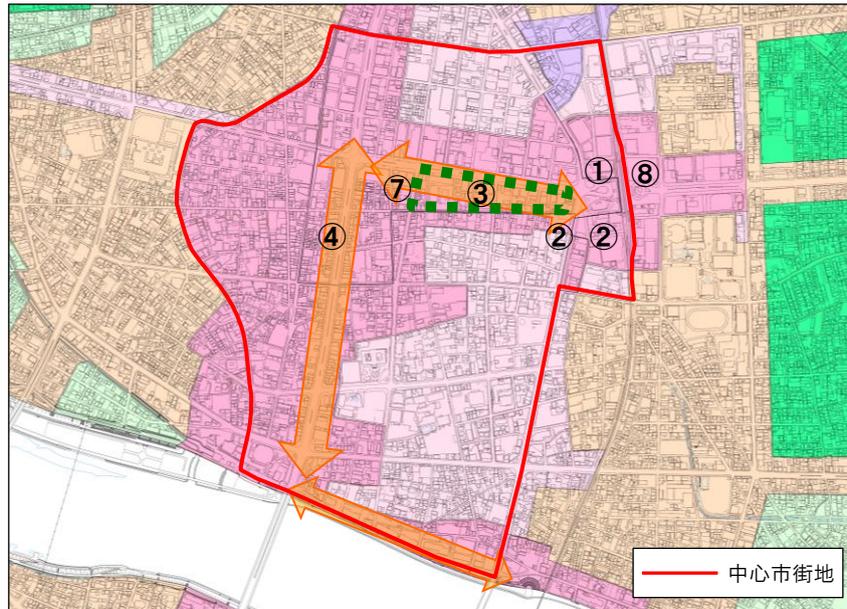


図 5.1 施策実施(予定)の位置

①宮崎駅西口拠点施設(KITEN)	②宮崎駅西口複合ビル(アミュプラザ)	③グリーン・スロ・モビリティ( ■ ■ ■ )
 2011 年開業	 2020 年秋開業予定	 (実証実験)
④宮崎アートセンター:市街地再開発事業	⑤自転車通行空間整備	⑥シェアサイクル事業(宮交PIPPA)
 2009 年開業	 2014 年度から整備開始	 2018 年 7 月開始
⑦公共駐車場(YYパーク)市街地再開発事業	⑧アリーナ構想	⑨ウォークブル推進都市の実現
2008 年開業	2019 年 3 月宮崎市アリーナ基本構想	2019 年 10 月登録